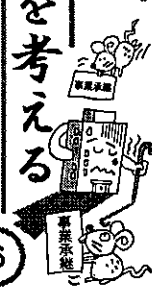


大廃業時代!?

令和時代に 事業承継を考える

■アクタス税理士法人

⑥



前回2回にわたり第三者承継の「課題」と「3つの抜本強化対策」、そしてその抜本強化策の「具体的な支援策」について確認してきました。今回はその支援策のなかでも事業承継にとって大きな障害となっている個人保証について確認します。

前回は「個人保証については、平成25年12月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、「経営者保証に関する方

ある企業と保証人である経営者が、経営者保証なしの資金調達を希望するのであれば、次の経営状況であることを求めておきます。

① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

前経営者、後継者から二重に保証を求めず

「経営者保証ガイドライン」の特則が公表

ある企業と保証人である経営者が、経営者保証なしの資金調達を希望するのであれば、次の経営状況であることを求めておきます。

① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
② 法人と経営者の間の資金

⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。
しかしながら中小企業の資金調達では、経営者保証が存在している実情があります。
後継者不在の中小企業数127万者のうち、後継候補者が承継を拒否した割合が22.7%あり、その拒否の理由の59.8%は経営者保証が原因になっています。

ラインを補充するものとして、債務者、保証人及び対象債権者に向けて、事業承継時の具体的な取扱いを定めています。原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないことにし、後継者との保証契約に当たっては経営者保証が事業承継の阻害要因となり得る点から十分な配慮と慎重な判断を求めています。また、前経営者との保証契約については、前経営者が第三者となる可能性があることを踏まえて保証解除に向けて適切に見直しを行うこととされています。今回は、この特則についてさらに掘り下げていきます。

② 財務基盤の強化
③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保
さらに4項の(2)で、債権者は、債務者に将来にわたり次のような要件が充足するな

のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

このような状況を鑑み、令和元年12月に「経営者保証ガイドライン」の特則が公表されました。

特則は、経営者保証ガイド